

計議第 3 6 4 号議案 参考資料 1

計議第 3 6 4 号議案 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）
地区計画の決定（京都市決定）
（京都駅東部西之町地区地区計画）

目次	P. 1 計議第 3 6 4 号議案 理由説明書
----	--------------------------

理由説明書

当地区は、「京都駅東部エリア活性化将来構想」に基づき、「文化芸術都市・京都」の新たなシンボルゾーンを創生し、人と人、人と地域がつながるまちを将来ビジョンに掲げ、新たな創造・交流・賑わいにつながる機能の導入や、住み続けられ、共に暮らすまちづくりを推進する京都駅東部エリアに位置している。

また当地区は、「京都駅東南部エリア活性化方針」に基づき、文化芸術を基軸とした新しい価値の創造等を目指す、京都駅東南部エリアに近接している。

さらに当地区は、新たなビジネス拠点を創出する「京都駅南オフィス・ラボ誘導プロジェクト「京都サウスベクトル」」により、民間企業の立地促進に取り組んでいる京都駅南エリアにも位置している。

本都市計画は、このような地区において地区計画を策定することにより、文化芸術によるまちづくりの推進や都市活力をけん引する都市機能の集積を図り、京都の玄関口に相応しい魅力あるまちづくりを目指すものである。